

「階上道仏農道保全第4号委託」の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和3年10月18日

三八地域県民局長

記

1 業務名

階上道仏農道保全第4号委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、県営階上道仏地区通作条件整備事業で実施する農道路面改良に係る農道保全対策計画書の作成を行うものであり、点検診断結果及び検討内容、管理方法等を取りまとめることを目的とする。

(2) 概要

農道保全対策計画書作成 一式

3 応募資格及び応募要領

別添応募要領参照

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別に定める応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒039-1101 青森県八戸市大字尻内町字八百刈 20-3

三八地域県民局地域農林水産部

TEL : 0178-27-1226 FAX : 0178-27-1939

担当者 農道ほ場整備課 伊藤、山田谷

階上道仏農道保全第4号委託 応募要領

1 業務名

階上道仏農道保全第4号委託

2 業務の目的

本業務は、県営階上道仏地区通作条件整備事業で実施する農道路面改良に係る農道保全対策計画書の作成を行うものであり、点検診断結果及び検討内容、管理方法等を取りまとめることを目的とする。

3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月25日（金）までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の(1)及び(2)の双方に該当する者とする。

(1) 対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

(2) 参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登録されることが見込まれる者を含む。）、または、令和01・02・03年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること。（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）等に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 配置予定技術者は、技術士（農業部門：農業土木または農業農村工学）、農業土木技術

管理士、RCCM(農業土木部門)のいずれかの資格を有していること。
オ 県内に本店または支店を有していること。

6 参加表明書に関する事項

- (1) 本業務の受託を希望する者は、様式第1号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写しを添えて12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること。(提出期間内に必着のこと。)
- (2) 提出期間
令和3年10月19日(火) から 令和3年10月28日(木) まで
土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

7 企画提案書の作成、提出等

- (1) 6の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書等を作成するものとする。
なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。
ア 過去10年間における同種業務の実績(企画提案書様式2)
前年度から過去10年間における「別添資料」に記載の特記仕様書第1-4条に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。
イ 配置予定管理技術者の能力(企画提案書様式3)
配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。
ウ 見積書(積算内訳)(企画提案書様式4)
本業務に係る見積書(積算内訳)を作成する。
- (2) 提出方法
様式第2号により、作成した企画提案書を12の「応募・照会等窓口」に持参または郵送により2部(正1部、副1部)提出すること。(提出期間内に必着のこと。)
ただし、提出する企画提案書は、1者につき1点に限る。
- (3) 提出期間
令和3年10月19日(火) から 令和3年11月1日(月) まで
土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準

- (1) 応募資格の有無
- (2) 企画提案書の内容の適切性(「別添資料」参照)
 - ア 過去10年間の同種業務の実績
 - イ 配置予定管理技術者の能力
 - ウ 業務費の妥当性(見積書による。)

9 契約候補者の特定等

- (1) 契約候補者の特定にあたっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。
- (2) 審査結果は、令和3年11月5日（金）までに企画提案書を提出した者に通知（様式第3号）する。
- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く。）以内に三八地域県民局長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒039-1101 青森県八戸市大字尻内町字八百刈 20-3

三八地域県民局地域農林水産部

TEL : 0178-27-1226 FAX : 0178-27-1939

担当者 農道ほ場整備課 伊藤、山田谷

イ 受付時間

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 三八地域県民局長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内（休日等を除く。）に書面により回答する。

10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、三八地域県民局長が継承するものとする。

(9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和3年10月28日(木)までに、書面(様式任意)により、12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

(1) 本業務に係る契約限度額は、1,738千円程度(消費税及び地方消費税を含む。)を想定している。

(2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が整い次第、三八地域県民局長と企画提案書の見積書の金額で締結する。

ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

12 応募・照会等窓口

〒039-1101 青森県八戸市大字尻内町字八百刈 20-3

三八地域県民局地域農林水産部

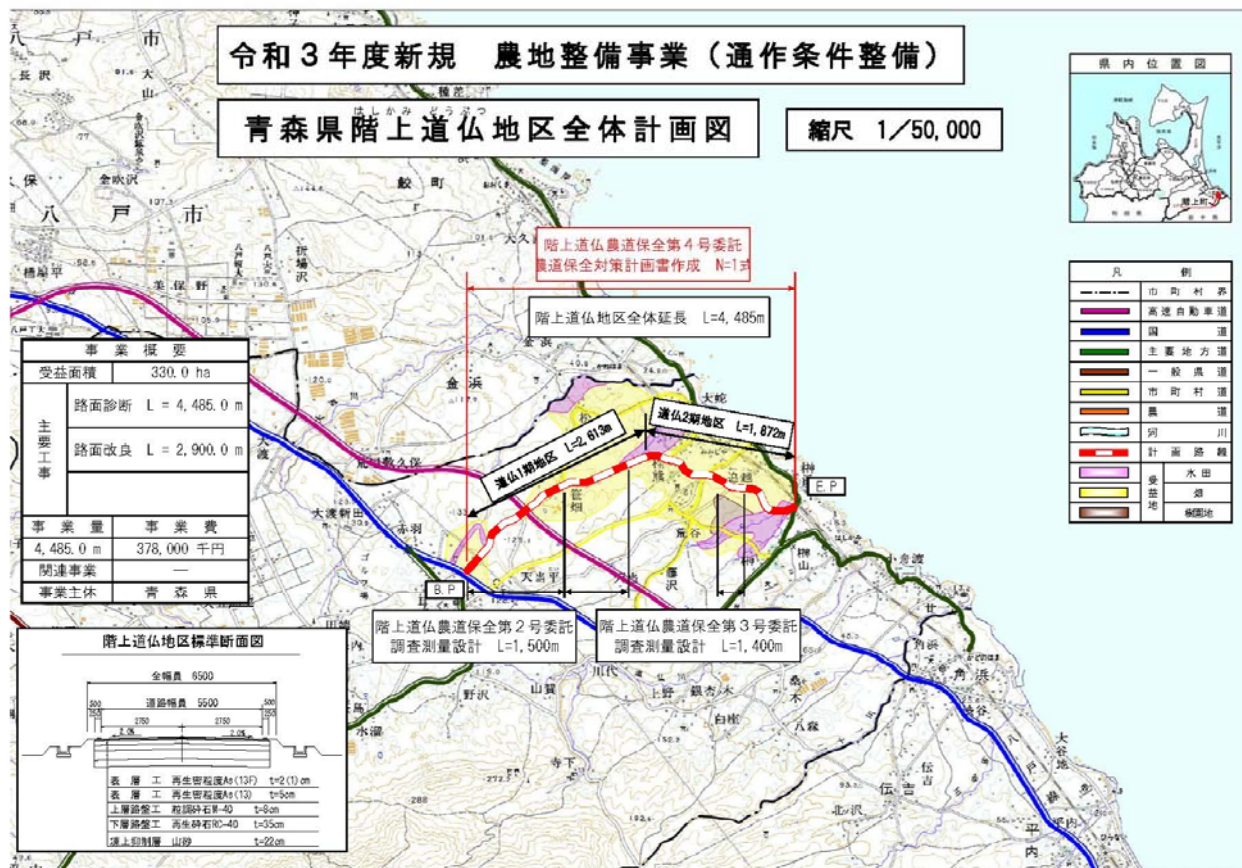
TEL : 0178-27-1226 FAX : 0178-27-1939

担当者 農道ほ場整備課 伊藤、山田谷

(別添資料)

本地区の概要等

1 本業務場所は次のとおり。



2 本業務の特記仕様書は次のとおりである。

業務番号：三県局農水（整委）第34号

事業名：県営階上道仏地区通作条件整備事業

業務名：階上道仏農道保全第4号委託

業務場所：三戸郡階上町大字道仏 地内

業務期間：契約締結日の翌日 ～ 令和4年3月25日

農道保全対策計画書作成業務特記仕様書

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 - 1 条 本業務は、青森県農村整備課制定の「農村整備設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、この特記仕様書によるものとする。

(目 的)

第 1 - 2 条 この業務は、県営階上道仏地区通作条件整備事業で実施する農道路面改良の農道保全対策計画書の作成を行うものである。

(業務場所)

第 1 - 3 条 業務場所は、三戸郡階上町大字道仏 地内で、別添位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第 1 - 4 条 業務の概要は、「別表 1」に示すとおりである。

(一般事項)

第 1 - 5 条 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても調査職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

また、当該地区で別途発注する委託業務間で成果のやり取りがあるため、それぞれの作業に遅延が生じないように、受注者相互に連携を図ること。

第 2 章 設計業務

(適用する技術基準等)

第 2 - 1 条 適用する技術基準等は、「土地改良事業計画設計基準・設計「農道」(平成17年3月)」を優先して適用するものとする。他の図書を適用する場合は調査職員の指示を受けるものとする。

(設計条件)

第 2 - 2 条 設計業務における設計条件は、「別表 2」に示すとおりである。

(設計業務内容)

第 2 - 3 条 設計業務の作業項目は「別表 3」に示すとおりである。

(設計業務の留意点)

第 2 - 4 条 設計業務の実施に当たり留意する点は、次のとおりである。

1. 設計に当たって使用した理論、公式、文献等及びページは、報告書に明示するものとする。
2. 本委託の成果品は、「農道保全対策計画書」として道路管理者の中長期的な維持管理に資するものであることから、それを念頭に策定すること。
3. 農林水産省農村振興局制定の農道保全対策の手引き(令和3年4月)を参考とすること。

(管理技術者)

第2-5条 管理技術者は、技術士（農業部門：農業土木または農業農村工学）、農業土木技術管理士及びRCCM（農業土木部門）のいずれかの資格を有する者とする。

第3章 貸与品・打合せ

(貸与品等)

第3-1条 貸与品は、「別表4」に示すとおりであり、原則として打合せ時に適宜貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。

(打合せ)

第3-2条 打合せ時期及び回数等は、「別表5」に示すとおりであり、打合せ書はその都度取り交わすものとする。

第4章 成果物

(成果物)

第4-1条 提出すべき成果物は、「別表6」に示すとおりである。

(電子納品業務)

第4-2条 本業務は、電子納品対象業務である。

1. 電子納品対象は、報告書、数量計算書等、図面、現場写真とし、作成要領は国土交通省が定める「工事完成図書の電子納品要領（案）」、「デジタル写真管理情報基準（案）」、「CAD製図基準（案）」によるほか、「青森県電子納品運用ガイドライン」による。
2. なお、国土交通省が定める電子納品に関する要領・基準は、国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページ【<http://www.cals-ed.go.jp/>】から閲覧、ダウンロードできる。
3. また、「青森県電子納品運用ガイドライン」は、青森県庁のホームページ【<http://www.pref.aomori.lg.jp//kotsu/build/ken-gijutsu.html>】の「CALS/EC」のページよりダウンロードできる。

(成果物の装丁等)

第4-3条 成果物の装丁等は、次のとおりである。

1. 業務報告書はできるだけ分冊を避けること。
2. 装丁は簡易加除式ファイルとする。

(成果物の提出先)

第4-4条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

八戸市大字尻内町八百刈20-3

三八地域県民局地域農林水産部（農村整備庁舎） 農道ほ場整備課

第 5 章 その他

(定めなき事項)

第5-1条 この特記仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり質疑が生じた場合は必要に応じて調査職員と協議するものとする。

なお、成果品納入後といえども、誤り、不備等が発見された場合は速やかに処理するものとする。

(積算内訳書)

第5-2条 積算における補正内容は「別表7」に示すとおりである。

別表1 業務概要

項 目	内 容
農道保全対策計画書作成	一 式

別表2 設計条件

項 目	内 容
設計基本条件	農道保全対策計画書作成
1. 計画書作成	・計画内容と項目等について、事前に協議すること。 ・別途発注の業務委託の内容を詳細に把握し、必要事項を計画書に反映させること。
2. 概算工事費算定	維持修繕計画に対する概算工事費を算定する。
3. 点検取りまとめ	取りまとめ様式等については、事前に協議すること。

別表3 設計業務内容

作 業 項 目	数 量	備 考
農道保全対策計画書作成	N = 1 式	
1. 計画書作成	N = 1 式	
・点検診断結果の整理	〃	路面性状調査の結果等について整理し、計画書に取りまとめる。
・保全対策計画の整理	〃	上記に基づき破損原因等を整理し、計画書に取りまとめる。
・維持管理計画の策定	〃	道路管理者と協議しながら維持管理計画を策定する。
2. 概算工事費の算定	N = 1 式	維持修繕施工区間単位(最低200m)で概算工事費を算出する。
3. 点検取りまとめ	N = 1 式	上記内容を取りまとめ、報告書の作成を行う。

別表4 貸与品

貸与資料名	部数	備考
階上道仏地区事業計画書	1部	
階上道仏農道保全第1号委託	1部	路面性状調査 一式
階上道仏農道保全第2号委託	1部	調査・測量・設計 L=1500m
階上道仏農道保全第3号委託	1部	調査・測量・設計 L=1400m

別表5 打合せ

回次	作業段階	内容
第1回	業務着手前	基本的事項及び業務計画等について打合せる。
第2回	中間打合せ	業務の細部条件等について打合せる。
第3回	完成段階	成果物の取りまとめ方について打合せる。

別表6 成果物

成果品名	内容	規格	部数
業務報告書	農道保全対策計画書	A-4版	2部(正・副)
電子成果品		CD-R	2部(正・副)

別表7 補正内容

項目	内容	補正率	備考
農道保全計画書作成		なし	

3 評価基準は次のとおりである。

(1) 応募資格の有無

応募資格	有無	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格(「東北地域」かつ「調査・研究」)		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当		該当すれば失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止		該当すれば失格
6 配置予定技術者が、技術士(農業部門:農業土木または農業農村工学)、農業土木技術管理士、RCCM(農業土木部門)のいずれかの資格を有している。		該当しない場合は失格
7 県内に本店または支店を有していること		該当しない場合は失格
判定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1 技術力評価 (30点)	企業評価 [10点満点]	
	(1) 同種業種の実績 (国・県発注のもの)	
	①過去10年間で5件以上の実績あり	10点
	②過去10年間で1件以上の実績あり	5点
	③過去10年間で実績なし	0点
	技術力評価 [20点満点]	
	(2) 配置予定管理技術者の保有資格	
	①技術士 (農業部門: 農業土木または農業農村工学)	7点
	②RCCM (農業土木部門)、農業土木技術管理士	4点
	(3) 配置予定管理技術者の同種業務経験 (国・県発注のもの)	
	①過去5年間で3件以上の実績あり	7点
	②過去5年間で1件以上の実績あり	4点
	③上記以外	0点
	(4) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況	
①各団体の目標 (推奨) 単位数を満たしている	6点	
②各団体の目標 (推奨) 単位数の半数以上を満たしている	3点	
③上記以外	0点	
	30点×技術力評価得点/技術力評価満点	点
2 価格評価 (70点)	70点×(1-見積価格/予定価格)	点
合計 (100点)		点

(様式第1号)

番 号
年 月 日

三八地域県民局長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「階上道仏農道保全第4号委託」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 応募要領5応募資格に関する証明資料

(担当者) 所属／部署 氏名 電話／FAX E-mail
--

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

三八地域県民局地域農林水産部長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「階上道仏農道保全第 4 号委託」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 2部 (正 1部、副 1部)

(担当者) 所属／部署 氏名 電話／FAX E-mail
--

(様式第3号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 あて

三八地域県民局地域農林水産部長

企画提案書の審査結果について（通知）

「階上道仏農道保全第4号委託」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定された《には特定されなかった》ことをご通知いたします。

(担当者) 所属／部署 氏名 電話／FAX E-mail
--

(企画提案書様式2)

過去10年間の同種業務の実績

業務名：

会社名：

業務名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて
同種業務とは農道路面改良に係る農道保全対策計画書作成業務

(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の能力

業務名：

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏名	役職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏名	所属・役職	業務名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏名	団体名	目標(推奨)単位	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・保有技術者資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(企画提案書様式4)

見積書 (積算内訳)

業務名：

会社名：

区 分	数量	単位	単価	金 額	備 考

【注意事項】

- ・必要に応じて積算参考資料を添付する。
- ・作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理すること。

<参考例>

(積算参考資料)

作業区分	職種別人員 (人)							備 考
	技師長	主任 技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員		

(別紙1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。

※「(別紙2) 新型コロナウイルス感染症に係る暫定措置について」参照。

2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。

3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	30 ユニット／年 60 ユニット／2年 90 ユニット／3年 120 ユニット／4年 150 ユニット／5年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5年
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3年
日本建築士会連合会	建築士会 COD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／年

(別紙2)

新型コロナウイルス感染症に係る総合評価項目の暫定措置について

〈令和3年7月1日以降入札公告の工事及び業務に適用〉

評価項目「(配置予定技術者の能力) 継続教育の取組状況」について、今年度の暫定措置として、以下のとおり運用します。

証明日を令和3年3月31日に限定せず、過去3年間(平成30年4月1日から令和3年3月31日まで)のうち任意の1年間(例えば、平成31年1月から令和元年12月までなど)に取得した単位(ユニット)数を有効とします。

団体名	継続教育制度	目標(推奨)単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度(CPDS)	30ユニット/過去3年間のうち任意の1年間 60ユニット/過去4年間のうち任意の2年間 90ユニット/過去5年間のうち任意の3年間 120ユニット/過去6年間のうち任意の4年間 150ユニット/過去7年間のうち任意の5年間
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム(SHASE-CPD)	50ユニット/過去3年間のうち任意の1年間 250ユニット/過去7年間のうち任意の5年間
建設コンサルタンツ協会	CPD制度	50単位/過去3年間のうち任意の1年間
地盤工学会	G-CPD制度	50ポイント/過去3年間のうち任意の1年間
土木学会	土木学会CPDシステム	50単位/過去3年間のうち任意の1年間
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD制度	50単位/過去3年間のうち任意の1年間
日本技術士会	技術士CPD(技術研鑽)制度	50CPD時間/過去3年間のうち任意の1年間 150CPD時間/過去5年間のうち任意の3年間
日本建築士会連合会	建築士会CPD制度	12単位/過去3年間のうち任意の1年間
日本造園学会	造園CPD制度	50単位/過去3年間のうち任意の1年間
日本都市計画学会	都市計画CPD	50単位/過去3年間のうち任意の1年間
農業農村工学会	技術者継続教育機構(CPD)	50単位/過去3年間のうち任意の1年間